

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱

(公社)秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会(以下「秋ト協」という)の会員事業者等が、安定的な燃料確保対策として、自家用燃料供給施設を整備する場合に助成金を交付し経営の安定に資することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴う自家用燃料供給施設の新設・増設、または増設を伴う代替を行い、市町村より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けるもの。

2. 完成検査済証は、平成29年4月1日～平成30年2月28日までの間に交付を受けるもの。

3. 次に掲げた事業は、本助成事業の対象外とする。

- ①軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- ②転売、貸与等自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
- ③既存の軽油専用タンクの修復
- ④中古品またはリースによる軽油専用タンクの新設
- ⑤(新設の場合)貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合
- ⑥(増設の場合)軽油の貯蔵量が増加しない場合

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、秋ト協の会員事業者と協同組合とする。

(申請期間)

第4条 助成の申請期間は、平成29年8月1日～平成29年10月31日までとする。

2. 申請は計画段階での申請と、実績報告の二度の申請が必要となります。

(助成金額)

第5条 会員事業者が、施設の新設等を行った場合に費用の半額、次の額を限度として助成する。

- (1)軽油供給施設の新設 100万円
- (2)軽油専用タンクの増設、増設を伴う代替 30万円

2. 補助額について、全ト協の予算額を超えた場合は、案分比例となり

減額になります。

3. 平成20年度以降に、全日本トラック協会の補助を受けている場合は対象となりません。

(設置計画の申請)

第6条 補助を受けようとする場合は、自家用燃料供給施設助成金交付申請書(事前申請)と、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)が指定する次の書類を申請期間に秋ト協へ提出してください。

- (1) 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請書
- (2) 施設工事契約書または注文書・注文請書の写し
- (3) ①新設：危険物取扱所設置許可申請書及び設置許可証の写し
②増設：危険物取扱所変更許可申請書及び変更許可証の写し
- (4) 大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書

(実績報告書の提出)

第7条 施設が完成した時は、自家用燃料供給施設助成金交付申請書(実績報告書・助成金請求書)と、全ト協が指定する次の書類を秋ト協へ提出しなければならない。

- (1) 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金実績報告書
- (2) 施設整備に伴う以下の図面等の写し
 - ①危険物取扱所全体概要図・平面図・立面図
 - ②危険物取扱所周辺地図(所在地の記載を含む)
- (3) 施設工事費用請求書及び明細書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 危険物取扱所完成検査済証の写し
- (6) 工事施工前、施工中、完成後の写真

(助成金の交付)

第8条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正と認めるときは助成金を交付する。

(財産処分の禁止)

第9条 助成金の交付を受けた場合は、対象となった施設、設備を、取得日より1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保(以下「財産処分という」)に供してはならない。

2. 前項の財産処分に抵触する場合は、補助額の全額を返戻しなければ

ならない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関するその他の必要事項は秋ト協が別に定める。

《附則》

1. この要綱は平成24年5月23日から適用する。
2. 平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
3. 平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
4. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
5. 平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。